

Q7-5.課税年度および納税・申告時期について教えてください。

課税年度：1月1日～12月31日（日本と同様）

納税・申告時期：翌年の5月に確定申告

実務上、外国籍者に対しては早めの申告も受理されることが一般的です。

規定上、外国籍者が帰任する際には、帰国前に申告することが求められています。

お願い：

「本情報の提供は、あくまでも読者への参考に供するためのものであり、実際のビジネスは読者の責任において行い、これにもとづく読者の行動や行為に起因するビジネス上の損害、損失等に対し、交流協会や資誠聯合會計師事務所(PwC台湾)は一切関与せず、また一切の責任も負わず、一切の損害賠償も負担いたしません。

なお、本情報には、台湾の所轄政府機関の解釈は入っておらず、また、常に最新の情報であるとは限りません」。